

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和3年度実施政策)

(総務省R3-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 石塚 雅啓	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					分野[政策体系上の位置付け]	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。					政策評価実施予定時期	令和4年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績(値) ^(※2)			
			基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治法及びその運用の見直しにより地方自治制度が改善されること	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	平成30年度	第32次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。	令和3年度	第32次地方制度調査会において、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題」とその対応方策についての中間報告(令和元年7月31日)を取りまとめた。また、「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」(令和元年10月30日)を総理に提出し、これを受けて、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出し、令和2年3月27日に成立、同年3月31日に公布された。公布及び施行通知を同年3月31日付けで発出し、地方公共団体に対して情報提供を行った。	第32次地方制度調査会において、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題」に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申(令和2年6月26日)を取りまとめた。	第32次地方制度調査会の諮問事項として、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政の在り方について、調査審議を求めるとされたことを踏まえ、指標として設定。 【参考】 ・第32次地方制度調査会開催回数(平成30年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:12回(令和元年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:23回(令和2年度) ⇒総会:1回、専門小委員会:4回

人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	地方交付税措置等の支援策を通じた連携中枢都市圏が全国展開されること	2	連携中枢都市圏の形成数 〈アウトプット指標〉 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】	31圏域 (平成30年度末現在)	平成 30年度	35圏域	令和 4年度	35圏域(令和4年度までの目標値)			人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏の形成が重要である。そのため、連携中枢都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。 【連携中枢都市圏の形成数について、新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、上記KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※令和元年度事前分析表においては、目標年度を令和3年度にしていたが、新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIと合わせるため、令和4年度に変更した。 ※連携中枢都市圏：地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点
								34圏域	34圏域	—	
スマート自治体の推進		3	(1)AI・RPA等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する市区町村数 (2)AI・RPA等の活用による歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)の情報提供 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】 〈アウトプット指標〉	【市区町村数】 79 【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。	平成 29年度	【市区町村数】 300 【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。	令和 2年度	【市区町村数】 150 【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。	【市区町村数】 300 【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体へ情報提供。	今後の労働力の供給制約の中、地方公共団体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるため、職員が、職員でなければできない業務に注力できる環境を整える必要があり、そのためには、AI・RPA等を活用したスマート自治体の実現を推進していく必要があることから、AI・RPA等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する市区町村数及びAI・RPA等の活用による歳出効率化効果等の情報提供を指標として設定。 (基準年度及び目標年度は新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPIIに合わせた。)	
								【市区町村数】 286 【情報提供】 地方公共団体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査を実施し、令和2年2月28日時点におけるAI・RPAの導入状況等について取りまとめた。	【市区町村数】 535 【情報提供】 地方公共団体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査を実施し、令和2年12月31日時点におけるAI・RPAの導入状況等について取りまとめた。		

<p>地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと</p>	<p>業務改革に関する取組が進むこと</p>	<p>4</p> <p>(1)窓口業務のアウトソーシングを実施した市区町村数 (2)総合窓口(※)の導入を実施した市区町村数 (3)窓口業務のアウトソーシング等の実施による歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)の情報提供 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 208市区町村 総合窓口の導入 185市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	<p>平成26年度</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	<p>令和2年度</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 425市区町村 総合窓口の導入 236市区町村</p> <p>【情報提供】 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査を実施し、平成31年4月1日時点における地方行革の取組状況について、令和2年3月27日に公表した。</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 463市区町村 総合窓口の導入 246市区町村</p> <p>【情報提供】 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査を実施し、令和2年4月1日時点における地方行革の取組状況について、令和3年3月31日に公表した。</p>	<p>厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、事務作業の効率化を図るとともに、住民の利便性向上につながる取組を実施する必要があることから、①窓口業務のアウトソーシング実施状況、②総合窓口の導入状況、③窓口業務のアウトソーシング等の実施による歳出効率化効果等の情報提供を、それぞれ指標として設定。(基準年度及び目標年度は新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPIIに合わせている。)</p> <p>※総合窓口:住民等からの各種申請等(戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等)に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組。</p>
<p>地方公共団体の適正な定員管理に向けた取組が行われること</p>	<p>5</p> <p>地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>平成30年度</p> <p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>令和3年度</p> <p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p> <p>・令和元年10月11日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与と改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対して、適正な定員管理について技術的助言を行った。</p> <p>・平成31年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及び取りまとめを行い、令和元年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。</p> <p>○主な会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局 長会議」(平成31年4月～令和元年8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和元年8月)</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p> <p>・令和2年11月6日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与と改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対して、適正な定員管理について技術的助言を行った。</p> <p>・令和2年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及び取りまとめを行い、令和2年12月21日に報道発表・総務省ホームページに公表した。</p>	<p>地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。また、地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。</p> <p>国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。</p> <p>【参考指標(平成30～令和2年度実績)】 ○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在) 地方公共団体の総職員数 (令和2年度) 276万2,020人(対前年比+21,367人) (令和元年度) 274万653人(対前年比+3,793人) (平成30年度) 273万6,860人(対前年比▲5,736人)</p>	

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること

<p>地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られること</p>	<p>⑥</p>	<p>地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報の提供 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>平成30年度</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 ・令和元年10月11日付け総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成31年4月1日現在の地方公共団体の給与の適正化について、調査及び取りまとめを行い、令和元年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成31年4月～令和元年8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和元年8月)</p> <p>・令和2年11月6日付け総務副大臣通知のほか、以下の会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・令和2年4月1日現在の地方公共団体の給与の適正化について、調査及び取りまとめを行い、令和2年12月21日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和2年10月 計2回)</p>	<p>○ラスパイレ指数の状況(各年度4月1日現在) 地方公共団体(全団体)のラスパイレ指数 (令和2年度) 99.1 (令和元年度) 99.1 (平成30年度) 99.2 ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例(各年度4月1日現在) ・給与の「わたり」(注)の制度がある団体が減少 (令和2年度) 7団体(全団体の0.4%) (令和元年度) 8団体(全団体の0.4%) (平成30年度) 8団体(全団体の0.4%) ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 (令和2年度) 178団体(全団体の10.0%) (令和元年度) 203団体(全団体の11.4%) (平成30年度) 210団体(全団体の11.7%) ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 各人事委員会において、地域民間給与水準を反映した勧告等を実施。 (注)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級への格付を行うことや、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。</p>
<p>地方公共団体の適正な給与水準が確保されること</p>	<p>7</p>	<p>給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>実施率99.8% (1,785/1,788) (平成30年4月30日現在)</p>	<p>平成30年度</p>	<p>実施率100%</p>	<p>令和3年度</p>	<p>実施率100%</p> <p>99.9% (1,786/1,788)</p> <p>99.9% (1,786/1,788)</p> <p>—</p>	
<p>地方公共団体の人事制度改革が適正に行われること</p>	<p>8</p>	<p>地方公共団体の人事制度改革に係る情報提供 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に関する留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>平成27年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に関する留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対して必要な情報を提供。 ・会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査ヒアリングを実施(6月、7月)。 ・各団体における関係条例案の議会提案予定時期等の調査を実施(4月、9月、1月)。 ・事務処理マニュアルの追加Q&A(6月、1月)、FAQ(10月)及び会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について通知(12月)を发出。 ○主な会議 ・会計年度任用職員制度意見交換会(富山県 5/17) ・市町村等人事担当課長会議(山形県 5/24) ・会計年度任用職員制度に係る説明会(岐阜県 6/25)ほか</p> <p>・会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査ヒアリングを実施(8月～10月) ・会計年度任用職員制度の適正な運用等について通知を发出(12月) ○主な会議 ・地方公務員行政に関するブロック会議(全国各ブロック 9月) ほか</p>	<p>地方公共団体における行政ニーズが多様化・高度化する現状にあることを踏まえて、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。 【参考】情報提供の具体例 ・事務処理マニュアル等の提供、各団体の準備状況等に関する調査結果のフィードバック、全国会議での説明や都道府県ごとの説明会の開催、運用上の留意事項に関する通知の发出等 【参考】任期付採用の実施団体及び人数(各年度4月1日現在) (令和元年度実績) 688団体(15,227人) (平成30年度実績) 661団体(14,495人) (平成29年度実績) 611団体(13,595人)</p>

<p>地方公共団体の人事評価制度が適正に運用されること</p>	<p>⑨</p>	<p>地方公共団体の人事評価制度の活用について、活用の促進に資する情報の提供 <アウトプット指標></p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>平成30年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>・平成31年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施。 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(7月、9月) ・人事評価結果の活用促進のため、都道府県庁まで出向き、地方公共団体に対して助言を行った(7月～2月。8団体)</p>	<p>・令和2年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施。 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(7月～9月) ・人事評価結果の活用促進のため、オンライン会議や都道府県庁まで出向いて、地方公共団体に対し助言を行った(11月～2月。3団体)</p>	<p>平成26年5月の地方公務員法改正により、新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行となったことを踏まえ、各地方公共団体において人事評価制度を任用・給与等に活用することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、公務効率及び住民サービスの向上に繋がることが期待されることから、指標として設定。</p> <p>【参考】人事評価結果の任用、給与への活用状況(各年度4月1日現在)</p> <p>○昇給 (令和2年度実績) 1,064団体 (令和元年度実績) 928団体 (平成30年度実績) 784団体</p> <p>○勤奨手当 (令和2年度実績) 1,198団体 (令和元年度実績) 1,032団体 (平成30年度実績) 864団体</p> <p>○昇任・昇格 (令和2年度実績) 1,192団体 (令和元年度実績) 926団体 (平成30年度実績) 678団体</p> <p>○分限 (令和2年度実績) 1,129団体 (令和元年度実績) 870団体(※) (平成30年度実績) 191団体 (※)平成30年度は実際に活用した団体数。令和元年度以降は活用(見込みも含む。)した団体数。</p>
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和3年度行政事業 レビュー事業番号			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度						
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)		※5		1～9	※5	0004			
(2)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)		※5		—	※5	0005			
(3)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)		※5		1	※5	0006			
(4)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)		※5		—	※5	0007			
(5)	圏域における広域連携の推進等に要する経費(平成26年度)		※5		2	※5	0008			
(6)	会計年度任用職員制度の円滑な制度導入に向けた支援事業(平成30年度)	※6	—	—	8	※6	R2-0009			
(7)	被災地に対する応援職員の派遣に係る訓練等経費(平成30年度)		※5		—	※5	0009			
(8)	高齢地方公務員の活用方策等研究会(平成30年度)	※6	—	—	—	※6	R2-0011			
(9)	自治体行政スマートプロジェクトの実施に要する経費		※5		3	※5	0010			
(10)	自治体における情報システムの標準化に要する経費	—	※5		3	※5	0011			
(11)	地方自治法(昭和22年)		—		1～4	地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。				

(12)	地方公務員法(昭和25年)	—	5~9	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する。				
(13)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	6	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。				
政策の予算額・執行額		500百万円 (364百万円)	786百万円 (507百万円)	599百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等
						まち・ひと・しごと創生基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章 各分野の政策の推進 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ① 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
	成長戦略フォローアップ	令和2年 7月17日	6. 個別分野の取組 (2) 新たに講ずべき具体的施策 iii) スマート公共サービス ② 地方公共団体のデジタル化の推進					

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 総務省令和3年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku3.html)を参照。

※6 総務省令和2年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku2.html)を参照。

※7 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。